

研究助成に関する契約

□□大学（以下「研究機関」という）とギリアド・サイエンシズ株式会社（以下「ギリアド」という）とは、ギリアドが提供する研究助成金（以下「研究助成金」という）による**研究責任者氏名を記入**（以下「研究者」という）を研究責任者とする**研究タイトルを記入**（以下「本研究」という）の実施に関し、**年**月**日付で、以下のとおり合意する（以下「本契約」という）。

第1条（本契約の前提）

1. 研究機関およびギリアド（以下、それぞれを「各当事者」という）は、研究機関および研究者が研究責任者として、自らの主導権と責任において本研究を行うことを確認する。なお、本研究の内容は、研究機関が提供しギリアドが合意した応募申請書およびその関連文書（以下総称して「研究計画書」という）にて定められた内容とする。
2. 各当事者は、研究助成金の提供が、研究機関および研究者に対し、ギリアドの製品の購入、使用、推薦あるいは使用の手配その他有利な位置付けの誘引を意図するものでないことを相互に確認する。研究助成金の提供対象は、ギリアド製品の疾患領域とし、基礎研究、疫学研究、医療経済研究、QOLに関する研究に限定する。ギリアドは、臨床研究には、研究助成金を提供しない。
3. 各当事者は、研究助成金が、米国の「The Foreign Corrupt Practices Act」、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」、「医療用医薬品製造販売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約」等すべてのルール、規制に従って提供されることを確認する。
4. 各当事者は、本研究が政府による助成の対象となっている研究プロジェクトでないことを確認する。

第2条（研究機関・研究者の責務）

1. 研究機関は、研究者とともに本研究の実施に関連して生じる全ての責任を負うものとする。また、研究機関および研究者は、以下の事項を表明する。
 - (1) 本研究を研究計画書および本契約の条件に従って実施すること。
 - (2) 本研究が適用される全ての法律、厚生労働省等が策定する倫理指針、規制、許可要件等に従って実施されること。
2. 研究者が研究機関所属の身分を失った場合等、やむを得ない事由により研究者が本研究を継続できなくなった場合、研究機関は、直ちにギリアドに書面で通知のうえ、遅滞なく、ギリアドの承認を得て、後任の研究者を決定する。研究機関は、後任の研究者が本契約の各条項を遵守することに同意する旨の書面（以下「同意書面」という）をギリアドへ提出する。
3. ギリアドは、研究機関、研究者または第三者に対して、本研究における研究助成金の使用により生じるいかなる紛争または損害についても一切の責任を負わない。
4. 研究機関および研究者は、適用される全ての法令等に従って、本研究に関して生じる有害事象を法令等の定めに従い速やかにギリアドに報告し、必要な調査に協力するものとする。

第3条（報告）

研究機関および研究者は、本契約終了日（本契約終了日前に本研究が終了または中止された場合は、当該終了または中止日）から1か月以内に、本研究の結果について、ギリアドに対し、ギリアドが定める書式に従って研究報告書を提出する。その他、研究機関および研究者は、本研究の実施中において、ギリアドの求めに応じて、本研究の進捗状況等を、ギリアドに報告するものとする。

第4条（研究助成金の提供）

1. ギリアドは、市場価値に照らし公正かつ適正な本研究に要する費用を支弁する資金として、研究計画書の申請金額にかかわらず、総額**円を上限として、研究助成金を提供することに合意する。
2. 研究機関は、本契約締結後、研究助成金の振り込みを受け入れる研究機関名義の口座に関する情報をギリアドの広報部宛に送付する。振込に要する費用は、ギリアドの負担とする。

3. 研究機関および研究者は、ギリアドより支払われた研究助成金を本研究の遂行の目的にのみ用いる。
4. 研究機関および研究者は、研究助成金の支出、記録、会計および本研究における研究助成金の第三者への支払いを自己の責任において実施するものとする。
5. 本研究終了または中止の時点で、研究助成金について残余がある場合、研究機関はギリアドにこれを返還する。

第5条（研究計画書の変更）

1. 研究機関は、合理的な事由がある場合には、ギリアドの事前の承諾を得たうえで、研究計画書を変更することができるものとする。ただし、研究計画書記載の本研究の趣旨を害しない軽微な変更の場合は、ギリアドへ事前の通知のみで行うことができる。ギリアドは、支払い済みの研究助成金のうち、変更により不要となる額の返還を求めることができる。
2. ギリアドは、研究計画書の変更により本研究の趣旨を害すると判断した場合、その旨を研究機関に通知したうえで、本契約を解除することができる。ただし、研究機関は、研究計画書の変更の通知日より前に合理的に費消した研究助成金については返還を要しない。

第6条（公開・透明性）

研究機関および研究者は、法令、日本製薬工業協会の定めるガイドラインあるいはギリアドの指針・方針等にもとづいて、本契約に基づくギリアドからの研究助成金の支払に関する情報（研究機関名、研究者の肩書・氏名等、支払等の件数・金額、研究テーマを含む）について、ギリアドが公開することに同意する。

第7条（利益相反）

1. 研究機関および研究者は、研究機関および研究者の本契約に基づく活動に影響を与え得る第三者との利益相反関係がないこと、本契約に基づく活動が、いかなる第三者との契約にも抵触しないことを表明する。
2. 研究者は、ギリアドの従業員、役員またはその家族であってはならない。
3. 研究機関および研究者は、本研究の成果の公表に際し、研究機関あるいは所属学会等の定める規程その他適用される論文投稿規定等の利益相反に関する開示規定に則った必要な開示をなし、また、ギリアドの研究助成に基づく研究である旨の明示を行うものとする。

第8条（譲渡）

本契約のいずれの当事者も、本契約に基づく権利義務を、他方当事者の書面による事前の同意を得ずに、ギリアドの関連会社以外の第三者に譲渡することはできない。

第9条（契約の有効期間、解除）

1. 本契約は、本契約締結日より発効し、1年間有効とし、各当事者の合意によっても延長または更新することはできないものとする。
2. 各当事者は、以下の事項に該当する場合、書面で通知することにより本契約の全部または一部を解除することができる
 - （1）第2条第2項により通知を受けた後任の研究者をギリアドが承認しなかった場合、またはその研究者の同意書面がギリアドに送付されなかった場合
 - （2）研究計画書に定める研究計画・方法が守られなかった場合
 - （3）本契約のいずれかの当事者が本契約に違反し、履行の催告後もなお履行されない場合
 - （4）本研究の継続に支障をきたす合理的な理由によりギリアドが本契約の継続が困難と認めた場合
3. 他の条項の規定に関わらず、ギリアドは研究機関に対して書面で通知することにより、いつでも本契約を将来に向かって解除することができる。
4. 本契約の契約期間終了または解除後も、第3条、第4条第5項、第6条および第7条第3項は、本契約の終了後も存続するものとする。

第10条（準拠法）

本契約に関する準拠法は、日本法とする。

第11条（完全合意）

本契約は、本契約の対象事項に関し、当事者間の完全且つ唯一の合意を構成し、当事者間に存在するすべての従前の合意は効力を失うものとする。

第12条（協議）

本契約に定めのない事項およびその他疑義を生じた事項については、各当事者が誠意をもって協議する。

この契約の成立を証するため、各当事者および研究者は本書3通に記名押印のうえ、各々1通を保管する。

20**年**月**日

[研究機関名]

[所在地]

[代表者名]

20**年**月**日

ギリアド・サイエンシズ株式会社

東京都千代田区丸の内 1-9-2

グラントウキョウサウスタワー 16F

代表取締役社長 折原 祐治

上記の契約内容を確認しました。内容に同意し、本研究の実施に当っては、各条項を遵守いたします。

20**年**月**日

[研究責任者所属・役職]

[研究責任者氏名]

SAMPLE